

税務証明等手数料概要

【請求できる証明】		手数料	委任状※4
(1)	所得証明・課税証明	300円	○
(2)	納税証明 (市県民税、固定資産税、国保税、法人市民税、軽自動車税)	300円	○
(3)	納税証明（軽自動車車検用）	無料	×
(4)	軽自動車税非減免証明	300円	○
(5)	滞納のない証明	300円	○
(6)	固定資産評価証明 ※1、※2	300円	○
(7)	固定資産公課証明 ※1、※3	300円	○
(8)	住宅用家屋証明	1,300円	×
(9)	営業証明	300円	○
【その他】		手数料	委任状※4
固定資産記載事項証明		300円	○
固定資産税課税明細書（名寄帳）		無料	○
閲覧（課税台帳）		無料	○
閲覧 {古図（旧字限図）}		300円	×

※1 固定資産の表示件数が多く、複数の枚数になるときは、枚数×当該証明書発行手数料分がお支払い金額となりますのでご注意ください（1枚につき土地・家屋あわせて8物件まで記載できます。）

※2 不動産登記に伴う登録免許税算定のために固定資産評価証明書を請求される場合、法務局が発行される「固定資産評価証明交付依頼書」を添付いただくと無料になります。

※3 公課証明書に評価額の記載はありませんのでご注意ください。

※4 本人または同居親族以外からの請求のとき、委任状が必要であれば○、不要であれば×を意味します。
なお、固定資産税関係の証明について賦課期日以降の売買や競売等により新たに所有された方が請求される場合は別のものでも代用できます。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

※5 所得証明・課税証明をコンビニ交付で取得された場合の**手数料は200円**となります。

Q&A

Q 上記(6)、(7)の証明を申請する場合、固定資産の物件数が同一所有者で、土地7筆、家屋3棟のとき手数料はいくらになりますか？

A 物件数の合計が10となりますので、証明書の枚数が2枚になります。
よって、手数料は300円×2枚＝600円となります。